

- 19 近藤正齋全集 (市島謙吉(非賣品))
- 20 樺太要覽 (樺太廳)
- 21 樺太植物調査概報 (樺太民政署)
- 22 樺太鑛産調査概報 (全)
- 23 南部樺太森林調査書 (全)
- 24 樺太地誌 (東京地學協會)
- 25 樺太境界劃定事蹟 (陸軍省)
- 26 樺太現況一覽圖 (樺太廳)

◎學術談話會規程

明治四十五年一月二十九日本校會議室に於て各科學術談話會部長及幹事等、校長中川謙二郎先生より既に本校職員によりて定められたる左の規程を諮問せられ皆賛同の意なりしを以て向後愈々該條規によりて學術談話會は經營せらるゝ事となりぬ、則左の如し。

學術談話會規程

第一條 本會は本校生徒が平素學修する事項を互に談話し、智徳の増進に資するを以て目的とす。

第二條 本會を文科、理科、技藝科の三科に分つ。

第三條 本會は本校生徒を以て組織す、生徒はその學修せる分科に従ひて第二條の各科に入るものとす。

第四條 本校卒業生は本會の賛助員たることを得。

第五條 本會は本校教官を請うて客員となす。

第六條 本會に會長を置く會長には校長を推戴す。

第七條 本會の各部に部長一名を置く、部長は客員中に就き會長之を囑託す。

第八條 本會各部に幹事を置く、幹事は各部所屬會員より各級若干名を互選す。

第九條 部長は談話の事項方法等を監督指導するものとす。

第十條 幹事は部長の指揮を受けて各部の事務を取扱ふものとす。

第十一條 部長及幹事の任期は各一ヶ年とす。

第十二條 本會各部に於て行へる談話研究等は

印刷して配布することあるべし。

第十三條 本會各部の内規は會長の承認を経て會員之を定む。

附則 第十四條、第六臨時教員養成所生徒及卒業生は本校生徒及卒業生に准ず。

◎地理教授上注意す可き事項

地理の最終授業の時右の事項につき西村先生より種々御話ありました皆様の御参考までに概要を書きます。

- 1 大地方の地理教授に使用す可き教室掛圖の選擇
- 2 教科書中の圖表説明圖は屢々本文より有効なるものなり其使用の時期及方法
- 3 地圖の縮尺は各地方によりて異なるものなり教授上常に生徒をして注意せしむること
- 4 地方の外形水系水系の大体系統をして永く生徒の腦底に印象せしむる方法
- 5 常に大地圖を用ひ時に部分圖を用ふること
- 6 人文地理に於て諸地方の人文發達の狀況が地

文地理に起因する事を忘る可からず

特に上級生徒には此關係を明に教授すべし

7 既に學習せる地方又は次に學はんとする地方に關する時事問題に留意し又生徒をして留意せしむべし

8 常に變化する事實又は餘り必要ならざる事實は詳説するの要なし基本となる事實は極めて明に説述し各方面より解説を試みる可し

9 生徒をして時に地圖を描かしむ可し詳密なることを要せず之れ土地の外形水系水系の系統都邑の位置交通の系統を記憶せしむるの良法たり

10 生徒をして方向距離面積の觀念を確實ならしむ可し之基本智識なればなり

11 地勢及氣候と産業との關係は明瞭に説明す可し

12 地勢と交通との關係も亦同じ

13 大都邑と小都邑との關係亦然り

14 赴任地理を第一に吞込むこと

15 旅行案内曆の活用を怠らぬこと